

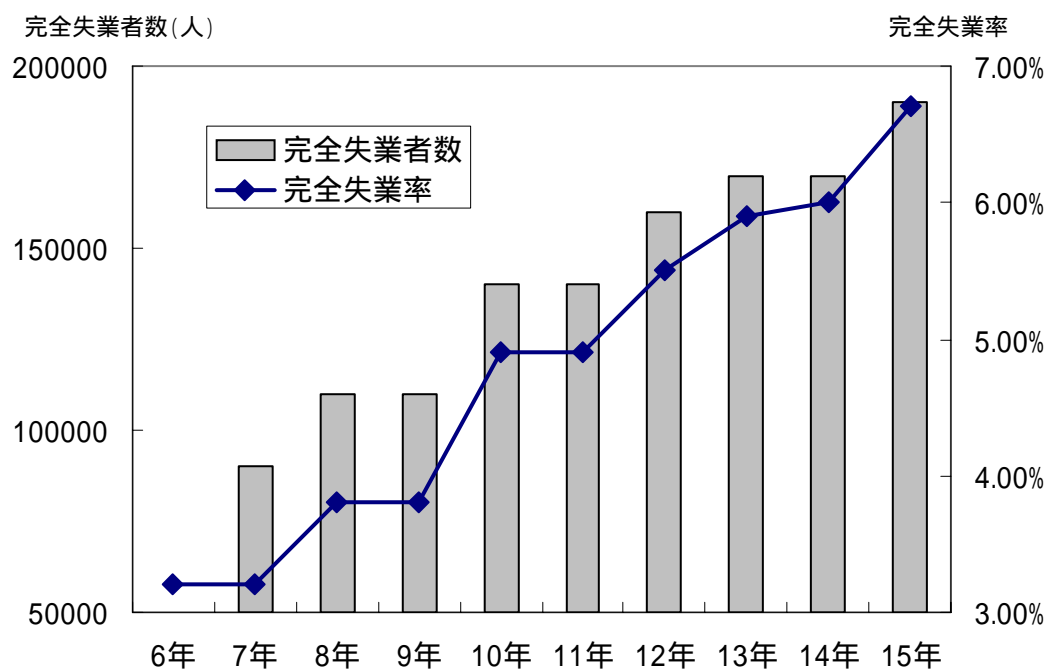
地域再生計画

- 1 地域再生計画の申請主体の名称
北海道
- 2 地域再生計画の名称
北海道一村一雇用おこし促進事業
- 3 地域再生の取組みを進めようとする期間
地域再生計画認定の日～平成18年度
- 4 地域再生計画の意義及び目標

(1) 地域再生計画の背景

平成9年末の北海道拓殖銀行の経営破綻以降、北海道の雇用情勢は悪化の一途をたどり、年間平均値における完全失業率、完全失業者数は平成15年においてそれぞれ6.7%、19万人と過去最悪を記録した。特に平成15年1-3月期には完全失業率が8.1%、完全失業者数が23万人に達するなど、深刻な事態に陥っている。近年、我が国の景気は設備投資と輸出に支えられ着実な回復を続けているが、北海道では平成15年以降においても完全失業率が全国値を大幅に上回るなど、依然として厳しい経済・雇用情勢が続いている。

北海道の雇用情勢（年間平均値）



平成15年以降の雇用情勢

区 分		15年 1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	16年 1-3月	4-6月
完全失 業率	北海道	8.1%	6.2%	5.6%	6.1%	6.9%	5.6%
	全国	5.5%	5.5%	5.1%	4.9%	5.0%	4.8%
完全失 業者数	北海道	23万人	18万人	16万人	17万人	19万人	16万人
	全国	363万人	373万人	340万人	325万人	329万人	321万人

広大な面積を有する北海道では、それぞれの地域が異なる産業構造を有し、抱える雇用問題や求められる対応も様々である。例えば、フリーターや多様なニーズをもつ求職者を多数抱える都市部では、雇用の場の創出に加え求職者の適性やニーズを踏まえたきめ細かな就職支援が求められている。一方、雇用の場の不足が人口流出に直結しがちな過疎地域等においては、地域コミュニティを維持する上で雇用の場の創出に向けた取組みが何よりも求められている。

このような状況に的確に対応するためには、地域の特性や実情に応じたきめ細かな施策が必要で、地域の実情に最も詳しい市町村の果たすべき役割が大きい。各市町村では地場産業の育成や特色ある地域づくりに取り組んでいるが、雇用問題に対する意識や取組みには市町村によって差があるのが現状である。

このため、雇用創出に対する市町村の取組意欲を喚起し、より多くの市町村が産業政策を雇用創出につなげる「地域雇用おこし」の取組みを促進する必要がある。

(2) これまでの取組

北海道拓殖銀行の経営破綻以降の厳しい経済・雇用情勢に対応するため、平成11年に道が関係機関に呼びかけた「北海道雇用創出推進会議」が創設され、産業界、労働界、行政のトップが幅広く率直な意見交換を行っている。

また、道では平成11年度から13年度の3カ年を実施期間とする「5万人の雇用創出に向けた実施方針」を平成11年11月に策定し、情報・通信関連、福祉関連、環境リサイクル関連、観光関連の4つの重点分野を中心に新たな雇用創出に取り組んだ。この結果、目標を上回る50,200人の雇用を創出したものの、失業者の増加が続いたことにより、高止まりしている失業者を吸収するには十分な成果を得ることができず、本道の雇用情勢は依然として厳しい状況にあった。

このため、平成14年3月に道では「北海道雇用創出プラン」を策定し、産業政策と雇用政策を両輪として展開することにより、5ヶ年で10万人の新たな雇用創出を目指すこととした。

平成15年度には「地域における雇用創出など幅広い雇用対策の取組」等を新たに同プランの重点施策に追加して雇用対策を拡充・強化した。この一環とし

て「一村一雇用おこし事業」を創設し、道と市町村の協働により、市町村が進める地域づくりと連動して、中小企業者やNPO等が実施する雇用創出を伴う新規開業等を支援し、地域における雇用おこしの取組みを促進している。

一村一雇用おこし事業の概要

一村一雇用おこし事業は、北海道と市町村の協働により、市町村が進める地域づくりと連動して、中小企業やNPO等が実施する雇用創出を伴う新規開業又は新事業展開等を支援する制度である。事業者の推薦は原則として、単年度において1市町村1事業者とする。一定の条件を満たした事業者が市町村長から推薦を受けた場合、道は各年度における予算の範囲で、事業者に対して事業費の2分の1以内(補助限度額250万円)及び常用雇用者1名当たり30万円(雇用者数の限度なし。なお、短時間労働者の場合は1人当たり10万円)の助成を行う。また、補助事業者に対して翌年度にフォローアップ調査を行うとともに、経営の専門家等を派遣して相談・指導を行い、創出された雇用の維持拡大を図る。さらに、市町村をはじめとする地域の雇用おこし機運の醸成を図るためのフォーラムやセミナーを道内各地で開催する。

同事業において、平成15年度は52事業を認定し、291名の常用雇用を創出(一般被保険者253名、短時間被保険者38名)するとともに、道内13カ所で雇用おこしフォーラムを開催している。

(3) 地域再生計画の意義・目標

長引く景気低迷を背景に、地域における雇用おこしの推進に対する期待は大きい。国、地方とも財政が厳しい中、限られた予算の中で事業効果の最大化を図る上で、国と道、市町村が一体となって連携することが重要である。

地域再生計画「北海道一村一雇用おこし促進事業」は、北海道の各地域における創業・雇用促進に関するこれまでの取組みの成果を踏まえ、国、道、市町村を始めとする地域全体の総力を結集して、地域に根ざしたきめの細かい施策を支援措置に基づき下記の通り実施することにより、「北海道一村一雇用おこし事業」の効率的・効果的な推進を実現させ、道内の雇用の拡大と魅力・活力にあふれた地域づくりを目指すものである。

雇用おこし事業の取組みを加速させるための連絡会議の開催

国(ハローワーク)、道(支庁)、市町村、経済団体(商工会議所等)による「地域再生雇用支援連絡会議」を開催し、各機関の施策の有機的連携を図る他、情報を交換して、地域の実情に対応したきめ細かな雇用おこしの推進を図る。

「地域雇用創出に関する市町村セミナー」の開催

地域の雇用おこし機運の醸成や各種支援制度の周知徹底等を図るためのセミ

ナーを国、道、市町村等が共同で開催し、各々のネットワークによる質の高い情報の提供を図る。

地域再生のための就職支援の実施

「一村一雇用おこし事業」等で生まれる雇用需要に対して道内外におけるハローワークのネットワークを活用し、必要とされる中核的人材等の紹介を行う。また、大量の雇用需要が発生する事業や業種に対しては、国、道、市町村が連携して企業面接会等を実施するなど、就職支援に関して即効性の高い事業を展開する。助成措置の効果的活用

地域づくり等と連動した事業に取り組むより多くの事業者が「地域雇用受皿事業特別奨励金」や「地域雇用開発促進助成金」等を活用できるよう、地域再生雇用支援連絡会議や地域雇用創出に関する市町村セミナー等を活用して、助成制度の周知・活用の推進を図る。

5 地域再生計画の実施が地域に及ぼす経済的社会的効果

「一村一雇用おこし事業」の直接の効果として平成 15～18 年度までに約 1,500 人の雇用創出が見込まれている(*)。本計画の実施による地域における雇用創造に向けた様々な取組みの促進・拡大により、これを更に上回る雇用を創出するとともに、持続安定的な企業経営を支援して、地域における雇用の継続安定を図る。

*雇用創出数=事業数(212 事業)×1 事業あたりの雇用創出数(7 人)

なお、事業数は全道の市町村数、1 事業あたりの雇用創出数は道内事業所における従業員数の平均値を参考に設定している

また、「北海道雇用創出プラン」では、国・道・市町村の全ての施策を総合した効果として平成 14 年度から 5 ヶ年間で 10 万人余りの雇用創出を目指しているが、本地域再生計画の実施により、同プランの取組を加速させ、更なる雇用の増大が実現できる。

6 講じようとする支援措置の番号及び名称

1 0 9 0 1 地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化

7 構造改革特区の規制の特例措置により実施する取組その他関連する事業

なし

8 その他地域再生計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

特になし

別 紙

1 支援措置の番号及び名称

10901 「地域再生雇用支援ネットワーク事業の集中化」

2 当該措置を受けようとする者

北海道

3 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

雇用おこし事業の取組を加速させるための連絡会議の開催

国（ハローワーク）、道（支庁）、市町村、経済団体（商工会議所等）による「地域再生雇用支援連絡会議」を開催し、各機関が行う施策の有機的連携を図る他、各種情報を交換して、地域の実情に対応したきめの細かな雇用おこしの推進を図る。

地域雇用創出に関する市町村セミナーの開催

地域の雇用おこし機運の醸成や支援制度の周知徹底等を図るためのセミナーを国、道、市町村等が共同で開催し、各々のネットワークによる質の高い情報の提供を図る。

地域再生のための就職支援の実施

一村一雇用おこし事業等で生まれる雇用需要に対して、道内外におけるハローワークのネットワークを活用して、必要とされる中核的人材等の紹介を行う。また、大量の雇用需要が発生する事業や業種に対しては、国、道、市町村が連携して企業面接会等を実施するなど、就職支援に関して即効性の高い事業を展開する。

助成措置の効果的活用

地域づくり等と連動した事業に取り組むより多くの事業者が「地域雇用受皿事業特別奨励金」や「地域雇用開発促進助成金」等を活用できるよう、地域再生雇用支援連絡会議や地域雇用創出に関する市町村セミナー等を活用して、助成制度の周知・活用の推進を図る。